ご参加下さい

「人権条例」を考える市民の集い

あま市では、「人権条例」（「人権尊重のまちづくり条例（仮称）」）の制定をめざし、この基本的な考え方などを審議する「人権施策推進懇話会」が設置されています。この「懇話会」で意見をまとめ、市長に「提言」するとしています。このもとで市長が「条例」案を市議会に提出する予定となっています。

この「人権条例」は、全国各地でさまざまな問題を投げかけています。たとえば鳥取県では、「県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」に対して、県弁護士会が「重大な欠陥が覆いがたく、憲法違反の恐れすらある」（会長声明）として、この条例に疑義を投げかけ、こうしたもとで多くの県民の疑問や反対が起こり、結局施行されることなく2009（平成 21）年に廃止されました。人権に係わる条例を制定する場合、ひとつの市の条例といえども市民一人ひとりを法的に規制する強制権を持つことから、市当局の責任において、市民からの意見聴取、市民全体の合意形成を図る取り組み、さまざまな意見に謙虚に耳を傾けることが必要です。

愛知地域人権連合は、「人権条例」とは何か、この条例が市民に役立つのか、この条例の問題点はあるのかなど、市民の皆さんとともに考え、自由に意見交換をする「人権条例を考える市民の集い」を開かせていただくことにしました。

愛知地域人権連合は、この集いを開催するにあたり別表のような「あま市の『人権条例』を考えるチェックポイント」を提言させていただきました。

ぜひ、あなたの参加をお待ちしております。

「人権条例」を考えるチェックポイント

1）人権という以上、同和問題や差別問題に限らず、憲法の基本的人権の内容を包み込んだものになっているか。

2）人権擁護と言いながら、表現の自由を押さえるなど、かえって市民の人権を抑圧したり、制約したりしないか。

3）国ですら人権に係わる法律が与野党の意見の分裂から制定できないのに、ひとつの市行政が市民合意で条例が制定できるのか。

4）人権侵害という場合、裁判官など法の専門家の判断が必要だが、ひとつの市行政で正しく対応できるのか。

5）行政が行う人権侵害に対し、市という行政機関で対応が可能なのか。

6）人権という以上、市民一人ひとりに係わる問題だが、3町合併から余り時間も立っていないのに、市民全体の合意形成を図る取り組みが行われてきたといえるのか。

7）人権のための条例制定の諮問機関に、弁護士などの法律家やさまざまな意見が反映できる構成になっているか。

とき　8月28日（日曜日）午後1時～4時

会場　あま市甚目寺公民館 視聴覚室（3階）

内容　講演 伊賀興一（弁護士）

「人権条例をどう考えるか」

新井直樹（全国地域人権運動総連合事務局長）

「地域で真に人権を守るには」

挨拶 丹波正史（愛知地域人権連合代表）

【豆辞典】

条例とは

▽条例は法律の範囲内において制定すること。条例は法令に反してはならない。

▽条例の効力はかなり強力だ。必要に応じて、きびしい罰則を設けることもできる。

▽条例に違反したもの対し、2年以下の懲役・禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収又は 5 万円以下の過料となっている。

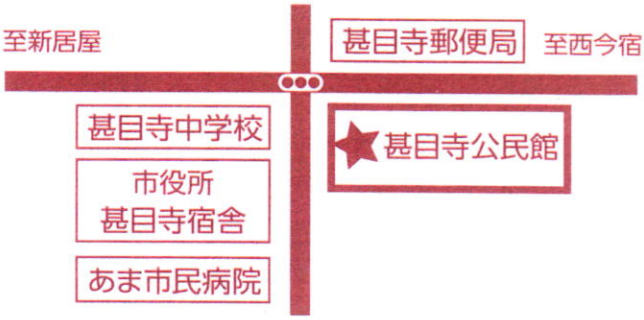

愛知地域人権連合／同甚目寺支部

▽愛知県連事務所

〒461-0017　名古屋市東区東外堀町 57 番地

☎052－971－0265

▽甚目寺支部事務所

〒490-1104 あま市西今宿梶村一 48 番地

☎052－441－1524

学習会

いまあま市で問題になっている「人権条例」をみんなで考えよう

地域社会で、日々生活していく生活の基盤を安定させ、安心して暮らしたいと誰もが願っています。今、不況の長期化とリストラ、高齢、少子化で多くの住民の生活は不安定におちいり、失業、貧困、健康不安など生きることそのものが脅かされています。

災害や犯罪から生活の安全を守り、医療・介護など、安心してかかることができるにと、働く場があり働く人たちの権利が平等に保障される、自由にものが言え誰もが平等で、人間的連帯と交流が育まれ、個人の尊厳が守られ平和なうちに暮らすことができる社会、人権が尊重される町、くらしの中に憲法を生かす町が住民の願いです。

今、あま市は「人権尊重の町づくり条例」制定で人権尊重どころか自由にものが言えない町づくりをしようとしています。制定されたら大変です。 関西では条例をたてに市民の会話を「差別発言」とされ、反対に人権が脅かされています。私たちの町に「人権条例」が必要なのかどうか、兵庫、三木市でおきている問題から学び、考えてみませんか?

- 兵庫では「人権条例」で何がおこっているのか -

前田武さん
（兵庫人権連事務局長）

- いま、三木市はどうなっているのか -

大眉均さん
（兵庫県三木市市会議員）

とき　１１月２６日（土）
18時３０分～
会場　あま市甚目寺公民館
講義室３

言論・表現の抑圧につながる「人権条例」に反対する会
あま市西今宿梶村一４８番地　TEL ０５２－４４１－１５２４
あま市甚目寺稲荷９８番地　TEL ０５２－４４５－４２７７

市民の自由な言論を押さえかねない

「人権尊重のまちづくり条例」

あま市は、「人権尊重のまちづくり条例」を12月議会に提出し、制定しようとしています。この条例案には、「人権」の名のもとに市が市民の発言や行動を押さえかねないなどの大きな問題を含んでいます。

市の考える「人権」は差別問題へのすりかえ

人権とは、国という大きな権力をもっているものが、国民に対して権利の侵害をしてきたという過去の歴史の教訓から、国民がもっている自由権や平等権、社会権などの諸権利の具体的内容を拡充させ発展させてきたものです。しかし、あま市で今提案されようとしている「条例」の人権にたいする考え方は「差別や偏見」を中心にすえ、人権問題を差別問題に限定するきわめて特異な人権のとらえかたとなっています。

人権問題を市民相互の権利の衝突のように描くことは、人権問題の正しい解決の道をそらしかねません。このことは基本的人権の考えから大きく横道へそれるものです。

市民と事業者に「責務」として行政の施策を押しつけるもの

条例案では市民と事業者に市の「人権施策に協力するよう努めるものとする」と定め、「責務」規定を設けることによって、市民と事業者には、市が実施する人権施策への全面的協力が促され、市が考える「人権」という一つの価値観を押しつけようとしています。憲法は、基本的人権を保障するとしており、国や行政が厳格に守らなければならないものとしています。

市民への罰則や住民同士を監視させるしくみに？

市民の人権意識の向上を図るには、市民の自主的な学習活動、ボランティア活動などが必要です。行政は住民の自主的な活動などを支援する条件整備を積極的に充実させる施策の展開が重要です。条例案は、市民一人ひとりの心の問題にすりかえ、市の施策に協力させ、市長はその協力度をチェックし公表するものとなっています。条例案では、条例施行に関して必要な事項は市長が別に定めるとしていますが、市民の目のふれないところで、他県にあるように罰則規定を設けたり、住民同士を監視させるしくみをつくろうとしているのでしょうか。

多様な意見、異なった意見が反映できるか

条例案は、人権施策などを検討するために「審議会」の設置を規定しています。しかし、委員の選出の基準が定められておらず、多様な意見、異なった意見が反映できる民主主義の原則にそくしていません。とかく「審議会」などは当局の意向にそった人びとが委員に選出されることが多く、「人権」という問題を論議するためには委員選出の原則を明確にしていくべきです。

同和問題の解決に逆行する同和行政継続に他ならない

この「人権尊重のまちづくり条例案」は、西日本の自治体で制定されている「人権尊重のまちづくり条例」などと基本的な考え方及び内容がほぼ同一のものとなっています。条例のねらいが「同和行政をあらためてしっかりと位置づけて推進していく」＝自治体での同和行政の継続ということにあります。

皆さんのご意見をお寄せ下さい。

言論・表現の抑圧につながる「人権条例」に反対する会

愛知地域人権連合甚目寺支部　TEL（441）1524

連絡先　人権連事務所　あま市西今宿梶村一48番地

日本共産党あま市委員会　TEL（445）4277

「人権条例」制定の三木市では何が起きているか

校長の発言を一方的に「差別発言」と断定、「厳正な処分」を求める

兵庫県三木市では、おおよそ10年前「人権尊重のまちづくり条例」が制定されました。昨年6月、小学校の校長が勤務中部下に「○○（職）の中には対象地域の方が多い。名前や住所からわかる」と話したことが1ヶ月後、第三者を通じて市当局に差別発言ではないかと通報されました。そのことが「差別発言」だとされ、校長の任命権者である県教育委員会に報告され、市長が県教育長に対し、「当該教員への厳正なる処分を求め」、対応への回答を文書で求めています。この翌日、人権課長名で「差別発言事案が発生しました」と記者会見を行い、「県教委の体質そのものに疑念を感じる」「校長としての資質に欠けるとともに、信用失墜行為であるため、毅然たる態度で厳正な処分を行うこと」を市長が要求したと記者発表しました。

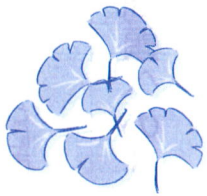

言論・表現は他の権利より優越性がある

差別をなくし、人権を擁護していくことは、市民の誰もが願っていることです。しかしながら、市民の日常の会話や対話、討論まで、司法権をもつ裁判所でもない一地方自治体が「条例」を根拠に、市民に対して強制介入することは大きな問題をもっています。なぜなら、言論、表現行為は、就職差別など直接的な人権侵害と異なり、一つの表現でも受け手のとらえ方や前後の文脈にかかわるものであり、一方的に判断することは許されません。だからこそ、言論・表現の自由は他の人権にかかわる諸権利よりも優位にあるものとされています。このことを無視すれば、市民の日常会話まで市役所に密告され、差別問題を解決していく上で重要な「自由な意見交換」が大きく阻害されます。しかも一行政機関の主観的な判断によって、一方的に「差別発言」と断定を受けた当人は、大きな制裁を受けることになります。こんな方法で本当に差別がなくなるのでしょうか。反対に「言わぬが花」とばかり市民の言論が萎縮し、この市で言論が封殺されてしまいます。三木市の例はこのことを端的に示しています。

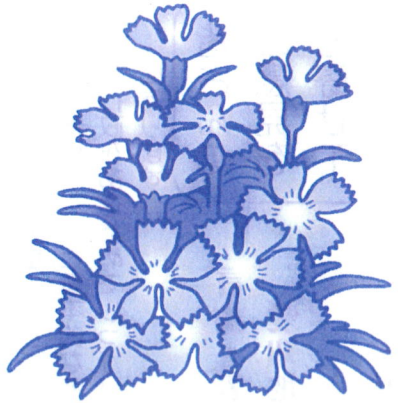

あま市は「人権尊重のまちづくり条例」などに対する意見を募集しています。募集期間は、10月6日～11月4日までです。意見の提出には、住所・氏名・電話番号を記入し、意見の趣旨・内容等を書いて下さい。提出先は、あま市役所本庁舎（企画財政部　人権推進課）か、七宝、甚目寺市民サービスセンターでも受け付けるとのこと。また、郵送、FAXの場合は（052－441－8330　企画財政部人権推進課宛）、電子メールの場合は（jinken_jinken@city.ama.1g.jp）です。なお、市によれば様式は自由とのことです。